

Peach・Aviation 株式会社  
安全統括管理者 木村 敏也 殿

国土交通省航空局安全部長  
北澤 歩

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について  
(厳重注意)

本年 1 月 7 日（現地時間）の APJ774 便（シンガポール→関西）の機長及び副操縦士が航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 104 条に基づき認可を受けた貴社の運航規程（以下「貴社運航規程」という。）に基づく乗務前アルコール検査の実施を失念したまま当該便に乗務した旨、同日中に貴社から報告があった。

その後、当局の指示により貴社が詳細な事実調査を実施したところ、当該機長が貴社運航規程に定める禁酒時間内（飛行勤務開始 12 時間前である 1 月 6 日 12 時 10 分（現地時間）以降）に飲酒していたことが 1 月 13 日に判明したことから、翌 14 日に貴社から追加で報告があった。

これを受け、法第 134 条第 1 項に基づく報告聴取並びに 1 月 23 日及び 24 日に同法第 2 項に基づく立入検査を行った結果、

- ・当該機長は、貴社運航規程により飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒が禁止されていることを認識しながら、1 月 6 日 13 時 30 分から 14 時 00 分（現地時間）にかけてビール缶（500ml）2 缶を飲酒し、また、事案発生後の会社からの聴取に対し飲酒時間について虚偽の説明を行ったこと
- ・乗務当日、結果として当該機長は酒気を帯びていなかったが、当該機長を含む運航乗務員は貴社運航規程に基づく乗務前アルコール検査を失念し、また、貴社のアルコール検査の管理担当者もシステム上に検査結果を受領していない旨が表示されていたにもかかわらず運航乗務員に確認するなどの適切な対応を行わなかった結果、乗務前検査が実施されないまま当該運航乗務員が当該便に乗務したこと等が確認された。

これらについては、当該機長については意図的に違反行為を行ったうえで虚偽の説明を行った悪質な違反行為であり、また、貴社のアルコール検査体制が適切に機能しておらず、貴社の安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

従って、本事案の要因分析を確実にを行った上で、貴社における飲酒対策を含む安全確保に関する意識の再徹底を図るとともに、アルコール検査体制の再構築を含め安全管理システムが継続的に適切に機能するために必要な是正を図るよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 7 年 3 月 7 日までに文書で報告されたい。

以 上